

令和5年度「清流の国ぎふ」鮎を食べよう！キャンペーン 鮎販売フェア登録店募集要項

1 趣旨

「鮎」は本県の文化に不可欠な要素であり、特に長良川の澄んだ水の中で育つ鮎は、流域の『食』のみならず、伝統文化、歴史、経済と相互に深く結びつきながら維持・継承されており、これらが相互に関連する仕組みである「長良川システム」が世界に認められ、2015年には「清流長良川の鮎」として、世界農業遺産に認定されている。

そこで、世界農業遺産「清流長良川の鮎」のシンボルである鮎の消費拡大や販路拡大を図るために、鮎（加工品含む）の販売店を募集・登録し、共通ののぼり旗や卓上のぼり等によって一体となってPRすることで鮎を食べる機運を醸成する令和5年度鮎販売フェアを開催する。

2 実施期間

令和5年7月5日（水）～10月31日（火）

※令和5年度登録店舗は、令和6年度も継続してフェアにご参加願います。
令和6年度の店舗は改めて募集します。

3 登録メリット

(1) 登録店の情報発信

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会ホームページ及び県公式ホームページ等にて登録店の紹介や店舗マップ等を掲載

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会 HP : <https://giahs-ayu.jp/>

(2) 啓発物品の提供

登録店啓発用のぼり旗及び卓上ミニのぼり等を提供

4 応募方法等

(1) 募集期間

令和5年9月29日（金）まで

※ 随時受付、登録を実施（登録後は速やかにホームページへの掲載・啓発物品の提供を行います。）

(2) 募集対象店舗

次のすべての要件を満たす店舗

ア 岐阜県内に住所を有する店舗

イ 鮎（加工品含む）の販売店

(3) 応募方法

鮎販売フェア登録店申込書（別紙5）に必要事項を記入し、下記（4）提出先まで郵送又はメールで提出してください。

(4) 提出先

ア 郵送：〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局
岐阜県農政部里川振興課 神子高宛

イ メール：c11428@pref.gifu.lg.jp
※写真データについてはメールで提出

5 注意事項

- (1) 鮎販売フェアへの応募に際し、下記に該当する行為等を固く禁じます。
 - ア 募集要項その他公序良俗に反する行為
 - イ 鮎販売フェアの運営を妨げる行為
 - ウ 特定の個人、企業、団体や他の応募者等に対する誹謗中傷、プライバシーの侵害等に該当する行為
 - エ 他人の名義を名乗ること等によるなりすまし行為
 - オ 県が鮎販売フェアの趣旨に沿わないと判断する行為及び内容
 - カ 県が悪質または不適切であると判断する行為及び内容
 - キ その他上記に準ずる行為及び内容
- (2) 主催者が鮎販売フェアの実施を困難と判断した場合、応募者に事前に通知することなく鮎販売フェアを中断または中止することがあります。
- (3) 応募に際し提供いただいた個人情報については、本要項による事務にのみ使用します。また、応募者は、鮎販売フェアに関する連絡の目的のため、氏名、住所、連絡先について、主催者が必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意するものとします。
- (4) 鮎販売フェアに関して万一応募者が責を負うべき法律上の問題が生じた場合、応募者の責任および負担において、その一切を解決するものとし、協議会は何ら責任を負いません。
- (5) 募集要項は日本法を準拠法とし、募集要項に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。
- (6) 応募に係る通信費等はすべて応募者のご負担となります。
- (7) 事務局は、必要と判断した場合には、募集要項を変更できるほか、鮎販売フェアの適正な運用を確保するために必要なあらゆる対応をとることができるものとします。
- (8) 鮎販売フェアに応募するにあたり、応募者は事務局の運営方法にしたがうものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。
- (9) 鮎販売フェアの内容は、予告なく変更する場合があります。